

# 介護支援サービスご利用者様のマイナンバーに関する取扱い指針

平成 28 年 1 月 医療法人社団 宗正会

## 1. ご利用者様のマイナンバー記載物をお預かりすることはできません。

マイナンバーの記載された「通知カード」や「個人番号カード」（マイナンバー記載物）は、万が一失くした場合は再発行可能ですが、とても大切なものであるため、事業所職員がお預かりすることはできません。

ご家族や後見人（以下「ご家族様等」）がいらっしゃる方は代わりに管理頂けるので問題ありませんが、例えばお一人暮らしの方でご不安な場合は、市役所などの相談先をご紹介するなどのお手伝いはできますが、事業所としてはお預かりできないことをご了承ください。

## 2. マイナンバーの記載が必要となった場合、極力ご自身でご記入頂きます。

平成 28 年以降、要介護認定及び支援認定の申請等につきご利用者様のマイナンバーを記入する必要が生じた場合、原則としてご本人様かご家族様等にマイナンバー記入欄に書き込んで頂きます。

字を書くことが困難な方については担当ケアマネジャーが代行することも可能ですが、その場合でも、漏えいを防ぎ正確性を確保するため、お電話や口頭で伺うことは致しません。マイナンバーの記載された通知カード等を直接目視で確認させていただきます。

またご本人様にこれを委任する認識能力が認め難い場合には、止むを得ず空欄のまま提出することもあります。

もし電話等でマイナンバーを聞き出そうとする連絡があった場合は、詐欺の可能性があるので、絶対に教えないでください。ご不安の場合はご相談下さい。

## 3. 事業所でご利用者様のマイナンバーの控えを取ることは致しません。

マイナンバーは原則として他人が記録・保管することが許されないため、ケアマネジャーが各ご利用者様のマイナンバーを事前に聞き取り、控えのリストを作るようなことは致しません。

要介護度認定の申請等につき必要となったときに、その都度申請書等にご記入頂き、その書面の写しを作る際はマイナンバー欄をマスキング（墨塗り又は削除）して保管致します。

以上